

住民記録システムの標準化について

令和 2 年 9 月 4 日
自治体システム等標準化検討会

背景

- ・自治体の情報システムは、発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的に負担。
- ・自治体間でシステムの内容が異なり、共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げ。
- ・自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・企業・自治体等の負担。

⇒ 自治体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していくことが必要。

目的

○標準仕様書が目指す姿とは・・・

「複数のベンダが広域クラウド（近隣自治体に止まらない全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿」

○標準仕様書の作成を通じて、以下の3つの目的を実現

(1) カスタマイズを原則不要にする

- ・自治体内、自治体間、自治体・ベンダ間の調整コストの削減、導入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減

(2) ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする

- ・共同クラウド化・広域クラウド化、ベンダロックインの防止による健全な競争の促進

(3) 自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う

- ・住民の利便性向上、自治体のデータ入力負担の削減

検討経緯・今後の予定

検討経緯・今後の予定

- 自治体の情報システムや様式・帳票の標準化等について、自治体、事業者及び国が協力して検討するため、令和元年8月から総務省で「自治体システム等標準化検討会」を開催し、まずは住民記録システムの標準化について検討を開始。
- 4回の検討会、8回の分科会、2回の全国照会等を経て、住民記録システム標準仕様書案を作成。
- 各事業者が標準仕様書に準拠したシステムを開発し、全国の市区町村が、令和4年度以降を目途に、標準準拠システムに順次移行していくことを想定。
- 第32次地方制度調査会答申（令和2年6月26日）における、国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定し、地方公共団体は、原則として、当該標準に則ったシステムを利用すべき、との指摘を踏まえ、関係府省と連携し、情報システムの標準化について総合的な対応を検討。

(参考) 政府の方針

- ・昨年12月の改革工程表2019、デジタル・ガバメント実行計画において、住民記録システムを始めとして、個人住民税、介護保険など17業務のシステムについて標準仕様の検討を進めることとしている。
- ・今年6月の骨太の方針2020において、「国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この1年間で集中的に取り組を進める」こととされた。

対象

- 本仕様書の対象自治体は、全ての市区町村。指定都市、中核市等、一般市区町村（人口20万未満）ごとに異なる要件としている項目もある。
- 本仕様書の対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様における住民基本台帳ユニット。概ね住民基本台帳制度上の事務と対応しているが、必ずしも1対1で対応しているわけではない。
 - ※戸籍の附票の管理、印鑑登録、いわゆる「総合窓口」機能は対象外
 - ※入管法に基づく住居地届出や番号法に基づく個人番号カード関係等は対象
- 本仕様書の対象項目は、機能要件、様式・帳票要件、データ要件、連携要件、非機能要件。
 - ※画面要件、専ら操作性に関する機能は原則対象外

本仕様書の構成

- 構成
 - ・第1章では、本仕様書の背景、目的、対象及び内容を説明。
 - ・第2章では、モデル的な業務フロー等を掲載。
 - ・第3章～第6章では、機能要件、様式・帳票要件、データ要件、連携要件、非機能要件を記述。
 - ・第7章では、用語を定義。

標準準拠の基準

- 本仕様書の対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能】、【実装しない機能】及び【実装してもしなくても良い機能】の三類型に分類。
- パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには、【実装すべき機能】をいずれも実装し、【実装しない機能】をいずれも実装しないことが必要。
- 【実装してもしなくても良い機能】は、実装しても、実装しなくても、実装した上で自治体が利用を選択できることとしても、いずれも差し支えない。
- なお、分類されていない機能についても、自治体やベンダの創意工夫による新たな機能の提案を受け付け、標準仕様書への反映する機会を設けることとする。
- 定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付け、パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには実装しないことが必要。

想定する利用方法

- 各ベンダが、LGWAN等のクラウド上の全国的なサービスとして本仕様書に準拠しているシステムを提供し、各自治体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利用。
- 自治体は、改めて本仕様書に示した個別の要件を提示して調達するのではなく、単に、本仕様書に準拠しているパッケージシステムであることを要件に付するだけで、カスタマイズをすることなく利用。
- 自治体内での検討や自治体・ベンダ間の協議の際に、仮に本仕様書における機能と異なる機能が必要ではないかという議論があった場合、限られた人員、財源の中で、果たして当該自治体だけ特別に必要な機能なのか、本仕様書が想定する業務フローを参照することで効率的な運用となるよう見直しが必要ではないか、という観点から、本仕様書における必要／不要の整理を知るための資料として参照。

本仕様書の改定

- 本仕様書については、制度改正時のほか、自治体やベンダからの創意工夫によるシステムの機能改善等の提案がある場合や、新たな技術が開発されるなどデジタル化の進展等がみられる場合にも、関係者の関与の下で改定することを想定している。
- 改定後の本仕様書に基づいて、ベンダがクラウド上で一括してシステムを改修することにより、制度改正等のたびごとに個々の自治体が個別にベンダと協議して改修を行う必要がなくなると想定される。

各自治体の調達仕様書の範囲との関係

- 本仕様書を用いることにより、住民基本台帳事務を運用することは可能。
- 各自治体においては、本仕様書の対象範囲外の機能（総合窓口機能等）や地域情報プラットフォームの別ユニットと併せて調達すること等も想定され、各自治体の調達仕様書の範囲と標準仕様書の範囲は必ずしも一致しないと考えられるが、本仕様書の範囲の業務について本仕様書に記載された内容で調達する限りにおいては、このような対応も許容される。

※ 例えば、オールインワンパッケージを採用している団体は、選挙人名簿や税務等の分野も併せて調達することになるが、その場合、調達仕様書の範囲が本仕様書の範囲と異なることは差し支えない。

本仕様書案のポイント・主な機能の意義（その1）

- ・ 本仕様書案では、ベンダ間の移行や他システム連携を円滑にする機能、住民等の利便性に資する機能、職員負担の軽減・ミスの防止に資する機能等を盛り込んでいる。
- ・ 本仕様書案のポイントとして、主な機能の内容や意義は以下のとおり。

【ベンダ間の移行や他システム連携を円滑にする機能】

○ 管理データ項目の統一

[1.1.1（日本人住民データの管理）、1.1.2（外国人住民データの管理）等]

ベンダ間でのデータ移行費用の低減を図るため、管理データ項目やその表現形式等を統一した中間標準レイアウト仕様が示されているものの、複数のベンダへの調査結果では、中間標準レイアウト仕様に示された管理データ項目との間に差異があった。管理すべき住民データの項目を統一することによりシステム更改時のベンダ移行のコストの低減が期待される。

○ 除票用データベースによる管理

[1.1.5（除票）]

これまで、除票については、ベンダ変更時にデータを移行することが難しく、除票用のサブシステムを開発しなければならないこともあった。本仕様書では、除票用データベースを住民記録システムのデータベースとは別に管理することにより、システム変更に伴うベンダ間の除票用データ移行作業が発生しなくなるため、データ移行に係る期間やコストが抑えられるなど中長期的なメリットが期待される。また、除票用データベースはベンダを通じた共通のデータレイアウトで管理することとしているため、今後除票を150年間保存していく際に、ベンダ移行にかかわらず安定的な管理ができることが期待される。

本仕様書案のポイント・主な機能の意義（その2）

【ベンダ間の移行や他システム連携を円滑にする機能】

○ 異動処理及び異動履歴の管理方法等の統一

[1.2（異動履歴データ）、4（異動）、20.0.3（異動履歴の記載）等]

異動処理については、現在はベンダによって実装している機能や処理方法が異なっているため、異動処理に係る機能を統一化することで、他ベンダのシステムからの移行を容易にし、移行時の職員の事務負担軽減の効果が期待される。

異動履歴の管理及び住民票の写し等への異動履歴の表示の方法についても同様に、ベンダ間の差異を解消することにより、円滑な移行の実現が期待される。

○ 統計機能の統一とEUC機能による統計への対応

[6.1（統計）、10.1（EUC機能他）]

総務省が実施している住民基本台帳関係年報の調査及び出入国在留管理庁が実施している中長期在留者住居地届出等事務に関する定期報告については、毎年、全市区町村を対象として行われるものであるため、これらの調査及び報告に対応するための統計データの抽出機能を実装する。

また、都道府県ごとに任意に実施されている独自調査については、調査対象のデータ項目が様々であり、カスタマイズの要因となっていることから、本仕様書の検討に当たって実施した実態調査を基に、多くの市区町村で共通して必要なデータ項目を抽出できる機能をEUC機能として実装することでカスタマイズの抑制が期待される。

○ 文字の統一

[30.2（文字）]

文字情報基盤文字の利用又は経過的に現行の文字セットと併用することにより、システム更改時における円滑なデータ移行や、移行コストの削減、庁内他システムとの連携やそのためのコスト削減など、様々な側面でのインタフェースにおける文字情報の流通の円滑化効果が期待される。なお、文字要件に係る効果を十分発現するためには、他システム側も同様の要件を設ける等の対応をすることが求められる。

本仕様書案のポイント・主な機能の意義（その3）

【住民等の利便性に資する機能】

○ CSV形式のデータ取込み

[10.8（CSV形式のデータの取込み）]

本仕様書では、異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された個人番号カード券面事項や住民異動届に記載のデータ等を取り込めることとしている。これにより、スマートフォン等によるオンラインでの事前登録や、来庁時のタブレット入力、個人番号カード券面事項の読み取り等、ICTを活用して住民異動届や証明書の交付申請書の入力を簡略化する方法の導入が円滑化される。

○ 様式・帳票の統一

[第4章（様式・帳票要件）]

法令等で規定されている基本的な様式・帳票のほか、中核市又は人口20万以上の市区110団体を対象にして、それ以外にシステム上、実装されている様式・帳票の有無について調査を行い、ニーズの多寡の観点等から、住民向け及び他機関向けの様式・帳票について、その出力等の機能を、実装すべき機能、実装しない機能、実装してもしなくても良い機能に分類を行った。これにより、どの市区町村でも基本的に同一の様式・帳票による証明書等の交付を受けることが可能となるほか、各市区町村の事務の見直しやAI-OCR導入の契機となることも期待される。また、住民異動受付審査票等の内部帳票については、基本的にペーパーレス化し、必要に応じて印刷できる機能のみを実装することとした。

本仕様書案のポイント・主な機能の意義（その4）

【職員負担の軽減・ミス防止に資する機能】

○ 改製方法の統一

[1.1.4（改製）、1.1.14（統合記載欄）等]

これまで、自治体によって、住民記録システムにおける自動改製のタイミング（例：満欄による改製をするか、するとして何行で改製するか）が異なっていた。本仕様書では、欄の上限を設けず、満欄による自動改製をしないこととした。また、特別養子縁組や性別の変更があった場合、それらの異動履歴を住民票の写し等に表示しない初期設定とすることで、特に慎重な対応を要する異動履歴が不用意に証明書に記載されることを防ぐことが期待される。

○ 支援措置の管理

[1.1.16（支援対象者管理）、3（抑止設定）等]

DV等支援措置について、これまで支援措置に係る情報が、紙媒体やExcelソフト等で管理されていたことから、セキュリティ面での課題や人為的ミスの原因となるおそれがあったが、本仕様書では当該情報についてシステム上で管理することとした上で、権限のある職員がエラーを解除しない限り、支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付を行えないことなどの機能を実装したことから、従前よりも人為的ミスが抑えられることなどが期待される。

○ 仮登録機能（システム上の審査・決裁機能）の実装

[4.0.8（審査・決裁）]

一般市区町村（人口20万未満の市区町村）においては、仮登録機能（システム上で起案者と別の決裁権者が審査・決裁を行うため、起案者がいったん異動等の内容を仮に登録する機能）が実装されていないことも多かったが、全ての人口規模の団体において仮登録機能の実装を必須とすることで、決裁権者の二重確認により誤入力を防ぐことが期待される。

また、仮登録機能により責任の所在の範囲も明確になるため、窓口業務の委託化を進める際にも有効である。

本仕様書案のポイント・主な機能の意義（その5）

【職員負担の軽減・ミス防止に資する機能】

○ 誤記修正

[4.3.2.2（誤記修正）、20.0.4（異動履歴の記載の修正）]

これまで、誤記があった異動の異動履歴が上書き修正されることがあり、後日、住民や、他部局・他機関から照会等があった場合に、記載事項が変更となった経緯が不明となり、適切に対応できないおそれがあった。本仕様書では、誤記があった異動についても、上書き修正せず、誤記修正の異動履歴として、異動履歴データとして保持することとしたことから、こうした場合に適切に対応できることが期待される。なお、住民票の写し等には、誤記修正の異動履歴を表示せず、誤記修正後の異動履歴のみ表示することとしている。

○ エラー・アラートの設定

[11.1（エラー・アラート項目）]

本仕様書においては、エラー・アラート項目を実装すべき機能として示したが、これは構成員・準構成員の意見を基に広く注意すべき事案を洗い出したものであり、単純な入力誤りや経験の浅い担当職員の入力誤りや不適切な異動処理等の防止につながることを期待される。

○ 外字作成・管理

[30.2（文字）]

本仕様書では文字情報基盤文字の実装を目指すこととしているが、以前、全国の1,386の市区町村から収集した1,166,536文字の外字情報のうち、95.52%が文字情報基盤と同定された経緯があることから、文字情報基盤文字との同定を進めることにより外字の数を大幅に減らし、外字作成・管理の負担が減ることが期待される。

さらに、住民記録システムと連携している各システムにおいても文字情報基盤文字が活用されれば、システム間の連携の円滑化等も期待される。

〈参考資料〉

情報システムの標準化等により目指す姿

現在の姿

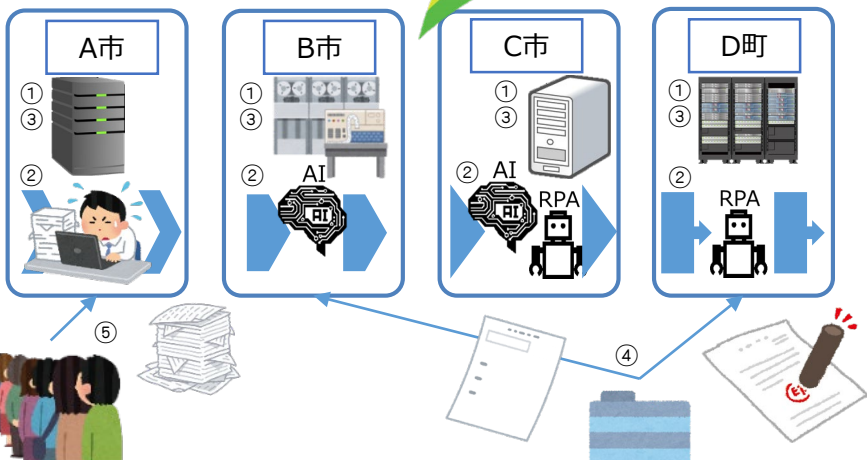
…情報システム、様式・帳票、業務プロセス、AI・RPA等の導入状況がバラバラ



<システムの標準化>

・人口規模等に応じて通常必要な機能を標準仕様を搭載することで、自治体独自のカスタマイズが抑制され、クラウド上のサービス利用式への移行が円滑化

(各自治体の業務プロセスのイメージ)



①人的・財政的負担が大きい(重複投資)

- ・情報システムは、これまで各自治体が独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など各自治体が個別に対応せざるを得ない
- ・情報システムの独自開発やカスタマイズにより重複投資

② AI・RPA等のICTを活用しにくい(高価)

- ・単独での利用だと、高価なAI・RPA等のICTを導入しにくい
- ・単独での利用だと、学習データが少なく、AIの質が高くない
- ・業務プロセスが他自治体と異なるため、RPAシナリオを共同利用できない

③ベンダロックイン

- ・情報システムがベンダ間でバラバラである結果、ベンダの乗り換えが困難であり、競争が働かず割高になる

④住民・企業等にとって不便その1(バラバラの様式)

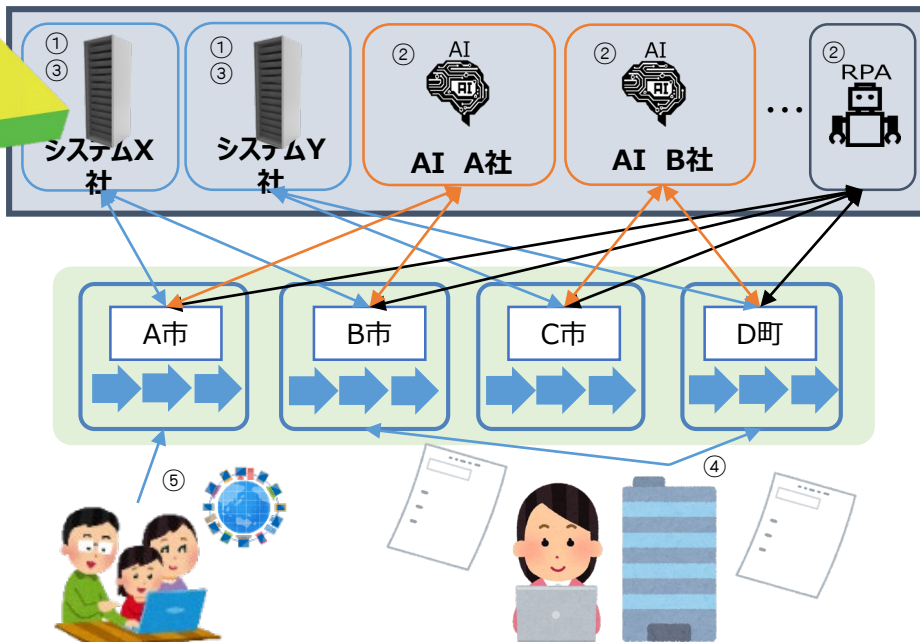
- ・社員の住所地によってバラバラな様式・帳票に記載

⑤住民・企業等にとって不便その2(紙申請)

- ・紙の申請書に記載し役場で提出

未来の姿

…情報システム及び様式・帳票の標準化により、業務プロセスも標準化し、システムやAI・RPA等をクラウド上で全国的なサービス利用



①人的・財政的負担が減少(割勘効果、カスタマイズ抑制)

- ・各自治体の情報システムは、クラウド上のサービス利用式へ移行すると、クラウド上でベンダ側が最新版のソフトウェアを配布するため、自治体側の制度改正対応や更新時の負担が削減(サービス利用式に至る前でも、ノンカスタマイズ部分について、ベンダ側が最新版を配布するため、制度改正対応や更新時の負担を削減)
- ・システム共同化により、割勘効果で重複投資が削減(システムの標準化で自治体独自のカスタマイズが抑制され、システムを共同化しやすくなる)

②高性能なAI等を安価に活用(割勘効果、学習データ増加)

- ・共同利用による割勘効果によりAI・RPA等のICTを安価に導入
- ・共同利用により、学習データが増加し、AIの質が向上
- ・業務プロセスの標準化によりRPAシナリオを共同利用

③ベンダ間の競争の促進

- ・各自治体が各社の製品を自由に選択・入れ替え可能となり、競争環境が確保される

④住民・企業等の利便性向上その1(統一様式)

- ・異なる自治体にも統一した様式・帳票で提出可能

⑤住民・企業等の利便性向上その2(オンライン申請)

- ・マイナポータルとの連携を含め、デジタルイン・デジタルアウトを視野に入れた標準を作ることで、オンライン申請を促進

システムの共同化が与える効果（財政面）

○ システムの共同化は割り勘効果を生み、導入・維持管理の費用を削減。システムの標準化により、カスタマイズを原則なくし、広域クラウド化が促進され、更なる効果をもたらすことを期待。

1. 情報システム経費の全体像

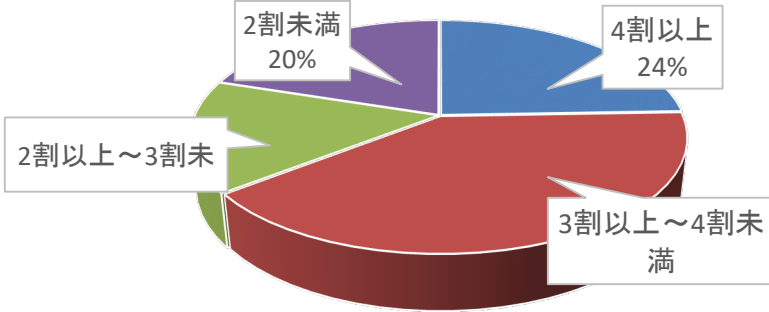
全市区町村の情報システム経費の合計額

4,786億円

※ 平成29年度当初予算における1,741市区町村の基幹系システム及び内部管理系システムに係る整備経費及び運用経費について、総務省の調査結果を取りまとめたもの

2. システム共同利用による費用削減効果

- 自治体クラウド導入を実施したグループに対して、費用削減効果について、調査を実施。
 - 全体の約6割以上のグループにおいて3割以上の費用削減効果があり、又は見込まれるとしている。
- ＜調査対象：45グループ、244団体＞



＜「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント（総務省地域情報政策室平成28年8月5日公表）」より＞

3. システム共同利用による費用削減例

＜富山県・富山県情報システム共同利用推進協議会＞

《構成団体》：

9団体（射水市、滑川市、入善町、上市町、朝日町、舟橋村、黒部市、魚津市、立山町）

《開始時期》：

H27（射水市、滑川市、入善町、上市町、朝日町、舟橋村）、H30（黒部市）、H31（魚津市、立山町）

《自治体クラウド利用可能業務（利用団体数）》：

住民情報、税、国民健康保険、国民年金、福祉（9団体）、
人事給与システム（3団体）、財務会計システム（4団体）、文書管理システム（3団体）

情報システム運用経費比較

（単位：億円）

	共同化前 (5年間)	共同化後 (5年間)	削減率
射水市	9.2	5.7	38%
滑川市	4	2.5	38%
入善町	2.5	1.8	28%
上市町	2.4	1.7	29%
朝日町	2.4	1.4	42%
舟橋村	1.1	0.8	27%
黒部市（H30.4～）	5.25	3.6	31%
魚津市（H31.4～）	4.2	3.6	14%
立山町（H31.4～）	3.4	2	41%
合計	34.45	23.1	33%

（参考）中核市市長会での検討結果

- 「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」において、中核市レベルであってもシステムの共同クラウド化によりコストメリットがあることが示された。

RFI参加事業者に対し、共同クラウドと自庁設置方式とのコスト比較（試算）を依頼

『住民記録システム』でのコスト削減効果

事業者	自庁 設置方式	共同クラウド導入時の自治体数		
		2市	3市	5市
A社	100.0%	78.6%	71.4%	65.7%
B社		90.8%	87.3%	84.5%
C社		92.3%	86.9%	82.3%
平均		87.2%	81.9%	77.5%

2市共同で導入した場合は約13%削減、5市共同の場合は、約23%の削減効果が期待できる。

※ 「税システム」「国保システム」においても同程度の削減効果が期待できる結果

出典：第2回スマート自治体研究会 資料6中核市市長会提供資料

システムの共同化が与える効果（人材面）

○ 共同でクラウドを導入した小規模な自治体に確認をした結果、ある程度職員の仕事の負担が軽減したとの声が多くあった。

クラウド化による人的な効果

- クラウドを導入するまではオンプレミス環境で管理をしていたため、情報担当職員が時間外でサーバのバックアップや動作確認を実施。
⇒ クラウド導入により、データセンターで一括作業に変更。
(ある町での人的面での効果: 毎日30分~1時間の業務量削減)

共同化による人的な効果

- 従前個別で収集していた国の政策の動向や法改正の情報についても、事務局(町村会)が一括で提供する上、法改正に伴うシステムの妥当性も事務局で検証をするため、町としては負担軽減。
- サポート窓口(ヘルプデスク)をデータセンター一括で行っているため、ノウハウの一元化に繋がっている。
⇔ 一方で、人的面としては、カスタマイズをする場合の意見集約には時間を要している。

(例) 3町での共同クラウドによる人的効果

項目	再構築前			再構築後		
	A町	B町	C町	A町	B町	C町
設置スペース	サーバ室 事務室	サーバ室 電算室	サーバ室 事務室金庫	サーバ室 / IDC (50㎡削減) (100㎡削減) ラック1削減		
人員等	3名	6名 (うち常駐SE2名)	3名 (うち常駐SE1名)	2名 (1.5名/兼務) (1.5名/兼務) (1名/兼務)		
電源装置	サーバ室	サーバ室 電算室	サーバ室	サーバ室 / IDC (IDCは二重化/自家発電装置)		
空調設備	サーバ室	サーバ室 電算室	サーバ室	サーバ室 / IDC (二重化構造)		

自治体システム等標準化検討会（その1）

中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためには、自治体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく必要がある。

そのため、自治体の情報システムや様式・帳票の標準化(※)等について、自治体、事業者及び国が具体的な検討を行う「自治体システム等標準化検討会」を開催する。

※ 令和元年度から住民記録システムに関する標準化の検討を開始し、令和2年度からは税務システムについても取り組む。

開催概要(住民記録システムの標準化)

- ✓ 開催時期 : 令和元年8月～
- ✓ 構成員 : 自治体の住民記録システム等担当者、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、J-LIS、APPLIC、有識者
- 準構成員 : システムベンダ

検討内容

まずは人口規模の大きな団体を想定

①標準仕様書の作成

- ✓ 住民記録システムの標準化
- ✓ 住民基本台帳制度上の様式・帳票の標準化

- 令和元年度
 - ・ 中核市市長会が作成した調達仕様書のひな型及び実際の調達仕様書を基に、標準仕様書(案)を作成
- 令和2年度(夏頃まで)
 - ・ 標準仕様書(案)について市区町村に意見照会
 - ・ 住民記録システム標準仕様書決定・公表

まずは人口規模の小さな団体を想定

②広域クラウド化(近隣自治体に止まらない全国規模のクラウド化)

※ ①の「住民記録システム標準仕様書」ができれば、現状でカスタマイズを加えている団体も含めて標準仕様書を軸に広域クラウド化を検討

③安全・安価な住民情報データのバックアップ

※ J-LISにおける小規模市町村向けコンビニ交付サービス・被災者支援システムのクラウド化の試行と連携

※ ①～③の検討の中で、クラウド化の更なる進展を見据え、業務の効率性と両立したセキュリティ対策を検討

自治体システム等標準化検討会（その2）

構成員・準構成員

（令和2年9月4日現在）

※うち、住民記録システムの標準化の検討における構成員及び準構成員

（構成員）

庄司 昌彦	武蔵大学社会学部教授（座長）	川島 正治	全国知事会調査第一部長
後藤 省二	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長	内村 義和	全国市長会行政部長
渡邊 康之	筑西市企画部情報政策課係長	小出 太郎	全国町村会行政部長
岡田 寿史	前橋市政策部情報政策課長	樋口 浩司	地方公共団体情報システム機構 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長
摩尼 真	町田市財務部市民税課担当課長	佐藤 勝己	地方公共団体情報システム機構研究開発部長
坪田 充博	日野市総務部情報システム課長	吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長
福田 達夫	藤沢市総務部IT推進課長	三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室政府CIO補佐官
山澤 浩幸	三条市総務部情報管理課長	三橋 一彦	総務省自治行政局住民制度課長
金泉 嘉昭	出雲崎町町民課長	植田 昌也	総務省自治行政局市町村課長
倉田 司	飯田市市民協働環境部市民課長	田中 良斉	総務省自治行政局行政経営支援室長
西海 貴俊	神戸市行財政局住民課システム担当係長	神門 純一	総務省自治行政局地域情報政策室長
鎌田 英希	倉敷市企画財政局企画財政部副参事 兼情報政策課長	金澤 直樹	総務省情報流通行政局地域通信振興課長
津留 薫	久留米市市民文化市民課課長補佐	中溝 和孝	総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官 （総括担当）
福永 浩二	大崎町住民環境課課長補佐		
林 博孝	神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹		

（準構成員）

長友 悟	株式会社RKKコンピューターサービス 公共システム本部東日本システム部次長	藤野 正則	日本電気株式会社 公共システム開発本部 プロジェクトマネージャー
小下 己鶴	Gcomホールディングス株式会社 地方行政経営研究所課長	矢留 宏治	株式会社日立システムズ 公共・社会事業企画本部本部長
松下 邦彦	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム企画本部部長	大村 周久	富士通株式会社 行政ソリューション事業本部部長
竹前 久	株式会社電算 公共開発本部 公共ソリューション1部主任		

自治体システム等標準化検討会（その3）

検討の経緯

第1回検討会（令和元年8月26日）

- 標準化についてのこれまでの議論等
- スケジュール

第1回分科会（令和元年9月13日）

- 「自治体システム等標準化検討会」スケジュールに関すること
- 事例に関すること
- 住民基本台帳法令に係る様式・帳票一覧の確認

第2回分科会（令和元年9月25日）

- ベンダヒアリングとまとめ

第3回分科会（令和元年10月17日）

- システムの機能の主要論点に関する意見交換
- 標準化のニーズの高い様式・帳票に関する意見交換
- 用法が異なりうる用語に関する意見交換

第4回分科会（令和元年10月31日）

- 総論（標準仕様書の範囲と作成の進め方）に関する意見交換
- 各論に関する意見交換

第5回分科会（令和元年11月15日）

- 総論（標準仕様書の範囲と作成の進め方）のまとめ
- 機能要件に係る主要な論点（5論点）のまとめ
- 様式・帳票（2様式）に関する標準項目のまとめ

第2回検討会（令和元年12月4日）

- 標準仕様書の範囲と作成の進め方

第1回全国照会（令和元年12月16日）

- 標準仕様書案作成に向けた方針案に対する意見照会

第6回分科会（令和2年1月8日）

- 総論（標準仕様書の範囲と作成の進め方）の確認
- 各論に関する意見交換

第7回分科会（令和2年1月28日）

- 機能要件に関する意見交換
- 様式・帳票に関する意見交換

第8回分科会（令和2年3月16日）

- 標準仕様書案に関する意見交換
- 住民記録システムに標準機能として実装すべき統計機能に関する意見交換
- 地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の検討に関する意見交換

第3回検討会（令和2年5月18日）

- 標準仕様書案について
- 第2回全国照会について

第2回全国照会（令和2年6月10日）

- 標準仕様書案について

第4回検討会（令和2年9月4日）

- 標準仕様書案について（とりまとめ）

政府の方針（その1）

新経済・財政再生計画改革工程表2019（令和元年12月19日 経済財政諮問会議決定）
デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日 閣議決定）

- ・ 内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度（令和2年度）に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務（児童手当（内閣府）、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省））について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。
- ・ すでに検討に着手している住民記録システムについては、夏頃までに地方自治体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成する。住民記録システムが他の基幹系システムの基礎となるため、普及策や他システムとの連携方策も検討する。
- ・ 国が主導して情報システムの標準化を進めるため、総務省は、地方制度調査会における地方自治制度との関係を含めた議論などを踏まえ、関係府省庁と連携して、法制上の措置も視野に、必要な検討を行う。

政府の方針（その2）

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

第3章「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (デジタル・ニューディール)

(1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この1年間で集中的に取り組を進める。年内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) スマート公共サービス

② 地方公共団体のデジタル化の推進

地方自治体の情報システムをより広域的なクラウドに移行するためには、各地方自治体が行っている情報システムのカスタマイズを無くすことが重要であり、国が主導して進めている標準化の取り組みを着実に進めるとともに、システムの機能要件等について法令に根拠を持つ標準を設けることとすべきであるとする地方制度調査会の答申を踏まえ、関係府省庁が連携して、セキュリティの基準を含め、情報システムの標準化について総合的な対応を検討し、早期に結論を得る。

政府の方針（その3）

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 （令和2年7月17日閣議決定）

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

I．新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現

7 社会基盤の整備

（1）デジタル・ガバメント

③ 地方公共団体のデジタル化

（略）

また、総務省は、地方公共団体の業務の自動化を図るため、複数の地方公共団体が共同利用できるクラウドAIサービスの開発実証を行い、当該実証を踏まえた標準仕様や導入手順等を確立することで、全国の地方公共団体におけるクラウドAIサービスの共同利用を促進するほか、**地方公共団体の基幹的な業務について、人口規模ごとに複数地方公共団体による検討グループを組み、そのグループ内で業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI等を活用した業務プロセスの標準モデルを構築する。**

地方公共団体のデジタル化を推進するため、手続のオンライン化だけではなく、業務プロセス・システムの標準化やクラウド化、AIの活用等について、デジタル・ガバメント実行計画に記載された施策を総合的にかつ着実に実行していくべきである。総務省は、市町村のデジタル化を抜本的に進めるための計画を本年中に策定し、内閣官房と協力して、市町村に対してデジタル化の取組及び官民データ活用推進計画の策定を促す。

第32次地方制度調査会における議論（その1）

2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために 必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（令和2年6月26日）

第2 地方行政のデジタル化

3 取組の方向性

(2) 地方公共団体の情報システムの標準化

住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システムは、地方公共団体の情報システムの中でも重要な位置を占め、維持管理に加え、制度改正等における地方公共団体ごとの個別対応による負担が大きい。自治体クラウドによる共同利用を進めるに当たっては、団体間の情報システムの差異の調整が求められる。また、地方公共団体の枠を越えて活動する住民や企業の利便性の観点からは、団体ごとに規格等が異なると利便性を妨げる。さらに、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、標準的機能を各地方公共団体のシステムが保有していることが望まれる。こうしたことから、標準化等の必要性は高く、早急な取組が求められる。

また、法令でほとんどの事務が定められており、観光、産業等の分野と比べて創意工夫の余地が小さいと言える。

そこで、基幹系システムについては、個々の地方公共団体でのカスタマイズや共同利用に関する団体間の調整を原則不要とするとともに、ベンダロックインを防ぎ、事業者間のシステム更改を円滑にするため、システムの機能要件やシステムに係る様式等について、法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用することとすべきである。

具体的には、

- ・ 標準の設定に当たっては、国は、地方公共団体間の調整の負担を軽減するため、地方公共団体や事業者の意見を踏まえた標準を設定し、地方公共団体は、システムや業務処理の実態を標準に反映させるとともに、一部の団体の創意工夫によるシステムの機能改善等を他の団体にフィードバックできるようなプロセスを設けること
- ・ 標準を設定する対象事務の範囲については、標準化の目的や様々な種類の事務がシステム上一体的に処理されている実態を踏まえ、標準化の効果が見込め、地方公共団体に標準化のニーズがある事務を対象とすること
- ・ 対象事務の所管府省が複数にまたがる場合、分野横断的な事項をはじめとする府省間の調整が適切に行われること
- ・ システムの標準化に伴う業務プロセスの標準化に当たっては、団体規模による差異とともに、業務の内容や組織のあり方について地方公共団体が有する自主性に配慮すること
- ・ 標準を設定する主たる目的が、住民等の利便性向上や地方公共団体の負担軽減であることを踏まえ、地方公共団体が、合理的な理由がある範囲内で、説明責任を果たした上で標準によらないことも可能とすることが必要である。

第32次地方制度調査会における議論（その2）

第37回専門小委員会（令和2年4月23日）において
各団体から提出された資料から抜粋

全国知事会

- ・ 基幹系情報システムにおいて、住民が利用する様式や手順等を標準化することは、住民の利便性向上に繋がるものであり、ベンダロックインを防ぐことで、事業者間のシステム更新を円滑にし、コスト削減に資するべきではないか。

全国市長会

- ・ 基幹系システムの標準化によるメリットは明らかであるため、標準化への必要な財政支援により速やかな推進を図るべき。
- ・ 業務効率化と住民利便性の向上に繋がるよう、団体規模に応じた業務フローの相違などについて留意し、システムの機能要件やシステムに関する様式等の標準化を国において推進されたい。
- ・ 事務処理の広域処理を推進していく上で、個々の自治体によってシステムが異なることが大きな支障となっていることから、システムの標準化を早期に進めるとともに、システム更新に伴う必要な財源措置を講じられたい。
- ・ 国がシステム及び時期を制度化し、取組を推進されたい。

第32次地方制度調査会における議論（その3）

第37回専門小委員会（令和2年4月23日）において
各団体から提出された資料から抜粋

全国町村会

基幹系情報システムの標準化については、仕様書作成事務や調達業務が簡素化され、調達コストが安価となる可能性があることを期待しています。一方で、全国的な標準化といっても、大都市と人口数百人の村が同じシステムを運用することには無理があり、当然、様々な課題があります。一例を申し上げます、

- ・ 小規模町村にとって需要が少ない事務は、費用対効果の面から、職員が作業した方が効果が高い場合もあること。
- ・ 都市部の団体と同じ仕様のシステムを力関係で強いられることになれば、小規模町村には不要な項目や必ずしも必要ない項目が盛り込まれることも想定され、コストが高くなる恐れがあること。
- ・ 小規模町村では一般的に複数の施策をパッケージでシステム化を行っているところ、住民基本台帳や、税関係、社会保障関係（年金、医療、介護等）等、個別の施策毎の標準化を図る場合は、使い勝手が悪くなる恐れがあること。

などが懸念されます。

「合理的な理由がある範囲内で、必要不可欠な場合には説明責任を果たした上で標準によらないことも可能とする」とありますが、財政誘導や企業の利便性の重視といったことで、弱い立場の小規模町村に不利が生じないような形で標準化が進められることの必要性は、特にご理解いただきたいと思えます。